2022年11月

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

牧田総合病院　薬剤部

〈処方変更に係る原則〉

・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記入・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない

・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う

・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること

　その際、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる

・患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更すること

〈疑義照会不要例〉

1. **銘柄**

・成分名が同一の銘柄変更 (変更不可の処方を除く)

・先発品間の変更は可

・後発品から先発品への変更も可 (但し、初回で後発品の在庫がない場合のみ)

・対象外：麻薬、注射薬、抗がん剤、漢方製剤

例1: グラクティブ錠50 mg　→ ジャヌビア錠50 mg

例2: イマチニブ錠100 mg「ファイザー」　→　グリベック錠100 mg

1. **規格、剤形**

＊剤型の変更

・用法・用量が変わらない場合のみ可

・対象外：軟膏剤 ⇔ クリーム剤

麻薬、注射薬、抗がん剤、漢方製剤

例1: ビオフェルミンR散 → ビオフェルミンR錠

例2: アムロジピンOD錠5 mg　→ アムロジン錠5 mg

＊処方規格の変更

・対象外：麻薬、注射薬、抗がん剤、漢方製剤

例1:フロセミド20 mg錠1回2錠 → フロセミド40 mg錠1回1錠

例2: ファモチジ20 mg錠1回0.5錠 → ファモチジン10 mg錠1回1錠

＊湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

・合計処方量が変わらない場合のみ可

例1： ヒルドイドクリーム0.3% 25 g/本 4本

→ ヒルドイドクリーム0.3% 100g/本 1本

＊一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤型への変更を含む)

一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする (先発・後発は問わない)

・錠剤 (口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤

・散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)

・液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

・銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底すること

＊服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更すること、あるいはその逆

例1: スージャヌ配合錠1錠　⇔　グラクティブ錠50 mg 1錠

　　　　　スーグラ錠50 mg 1錠

＊患者の希望があった場合の消炎鎮痛剤外用貼付剤における

パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆

(成分が同じものに限る。枚数に関しても原則、近似値とする)

1. **処方日数**

＊薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整 して調剤すること (外用剤の数量変更を含む)

・対象外：日数を増やす場合は問い合わせとする、麻薬、抗がん剤

例1:

* 日数変更の場合

例：酸化マグネシウム錠250 mg 30日分→ 16日分 (残薬が14日分あるため)

　　　　⇒薬剤コメントへ「○/○　残薬調整のため○日分」　と記載

* 処方削除の場合

　　例：酸化マグネシウム錠250 mgは残薬あるため処方削除

　　　　⇒処方コメントへ「○/○　残薬調整のため（薬剤名）削除　と記載

＊ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方　　　　薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

例1: アクトネル錠17.5 mg (週1回製剤) 1錠/分1 起床時 14日分 → 2日分

　　　（他の薬剤が14日分の場合）

＊「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の　処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

例1：バクタ配合錠　1錠　1日おき　30日　→15日分（他の薬剤が30日分の場合）

1. **用法**

＊外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭で指示されている場合 (処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) の用法の追記

・対象外：麻薬、抗がん剤

例1：ロキソニンテープ100㎎　1日1枚　7日分

　 → ロキソニンテープ100㎎　1日1枚　7日分　「腰」

＊内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

例1：フロセミド20㎎　1錠　1日1回

→　フロセミド20㎎　1日1回　「体重が60㎏超えた時」

＊処方された漢方薬およびドンペリドン・メトクロプラミドの用法

漢方薬およびドンペリドン、メトクロプラミドが添付文書錠の用法と異なる「食後」で処方された場合でも処方通り食後で可とする

1. **一包化、半割、粉砕、混合**

＊アドヒアランス等の理由により薬力学的、製剤的に問題がない場合は、半割、粉砕、　脱カプセル、あるいは混合すること、あるいはその逆 (規格追加も含む)。

・対象外：麻薬、注射薬、抗がん剤、漢方製剤、催奇形性を有する薬剤

例1: ダイフェン配合錠1錠　→ ダイフェン配合錠0.5錠×2

例2: ワーファリン錠1 mg 3.5錠 → ワーファリン錠1 mg 3錠

　　　　　　　ワーファリン錠0.5 mg 1錠

＊「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること

・上記以外の理由は、合意範囲外とする

・対象外：麻薬、注射薬、抗がん剤、およびコメントに一包化不可とある場合